

(法第 25 条第 4 項関係様式例「当該定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書」)

定款変更の日の属する事業年度の事業計画書

定款変更の認証の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人十月の森

1 事業実施の方針

- ・日常の中で学びづらさ、生きづらさを抱えている児童・生徒の学習、進路及び生活の質を確保するための支援を継続する。
- ・通信制高校サポート校については、年度末時点で、神村学園高等部武雄校舎 150 名、上峰校舎 70 名を想定し、在籍者総数は前年度末の実績から変動するものの、適切な支援ができる環境づくりを優先する。
- ・経済的な事情で学習が困難な小学生・中学生を対象とした学習支援、ひきこもり当事者、保護者及び支援者を対象とした地域活性化事業を継続する。
- ・その他の事業については、定款に定める範囲で広告事業及び物品販売事業を実施し、特定非営利活動に係る事業に支障がないよう運営するとともに、一般就労が困難な若者たちの働く場づくりにつながる事業基盤の確立を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 支出予算額 (単位: 千円)
① 学習が困難な児童、 生徒への学習支援	神村学園高等部武雄校舎の 運営及び学習・進路・生活支 援	(A) 通年 (B) 佐賀県武雄市 (C) 21 名	(D) 高校生 (E) 150 名	75, 700
	神村学園高等部上峰校舎の 運営及び学習・進路・生活支 援	(A) 通年 (B) 佐賀県三養基 郡上峰町 (C) 14 名	(D) 高校生 (E) 70 名	55, 500
	「みんなの学校」の運営及び 経済的な事情等により学習が 困難な児童・生徒への学習支 援	(A) 通年 (B) 佐賀県武雄 市、三養基郡 上峰町 (C) 10 名	(D) 小学生・中 学生 (E) 50 名	3, 990
② 障害者の日常生活及 び社会生活を総合的 に支援するための法 律に基づく障害福祉 サービス事業	実施予定なし	(A) (B) (C)	(D) (E)	

③児童福祉法に基づく 障害児通所支援事業	実施予定なし	(A) (B) (C)	(D) (E)	
④「仕事」や「進路」 に関する学習会、相 談会イベント等の企 画・運営事業	実施予定なし	(A) (B) (C)	(D) (E)	
⑤地域活性化事業	常設の居場所と多角的な表 現・生産活動で当事者の社会 参画を支援事業	(A) 通年 (B) 佐賀県武雄市 (C) 6 名	(D) ひきこも り当事者、 その保護 者、支援者 (E) 200 名(延 べ)	6,970

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 支出予算額 (単位：千円)
① 広告事業	広告事業全般	(A) 通年 (B) 不特定 (C) 10 名	17,000
② 物品販売事業	武雄市お土産、企業ノベルティ	(A) 通年 (B) 不特定 (C) 3 名	1,990
③ 調査事業	実施予定なし	(A) (B) (C)	

※定款第 5 条に「その他の事業」を定めていない場合は、表を削除

(備考)

- 1 当該定款変更の認証の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 の(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 4 2 の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 2 の(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

(法第 25 条第 4 項関係様式例「翌事業年度の事業計画書」)

令和 9 年度の実業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人十月の森

1 事業実施の方針

- ・日常の中で学びづらさ、生きづらさを抱えている児童・生徒の学習、進路及び生活の質の向上を図るため、一人ひとりの状況や特性に応じた支援の充実に努める。
- ・通信制高校サポート校については、生徒数の推移を踏まえながら、安心して学び続けることができる教育環境の維持及び支援体制の強化を図るとともに、進学・就職等の進路実現に向けた支援を推進する。
- ・経済的な事情で学習が困難な小学生・中学生を対象とした学習支援を継続し、地域における教育格差の解消に寄与する。
- ・ひきこもり当事者、保護者及び支援者を対象とした地域活性化事業を継続するとともに、関係機関及び地域住民との連携を強化し、多様な人々が支え合う地域づくりを推進する。
- ・その他の事業については、定款に定める範囲で広告事業及び物品販売事業を実施し、特定非営利活動に係る事業の安定的な運営に資する財源確保に努める。また、一般就労が困難な若者たちの働く場づくりについて、前年度に整備した事業基盤を活用しながら、就労機会の創出及び社会参加の促進につながる取り組みを進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 支出予算額 (単位：千円)
①学習が困難な児童、 生徒への学習支援	神村学園高等部武雄校舎の 運営及び学習・進路・生活支 援	(A) 通年 (B) 佐賀県武雄市 (C) 22 名	(D) 高校生 (E) 150 名	76,800
	神村学園高等部上峰校舎の 運営及び学習・進路・生活支 援	(A) 通年 (B) 佐賀県三養基 郡上峰町 (C) 15 名	(D) 高校生 (E) 100 名	56,300
	「みんなの学校」の運営及び 経済的な事情等により学習が 困難な児童・生徒への学習支 援	(A) 通年 (B) 佐賀県武雄 市、三養基郡 上峰町 (C) 10 名	(D) 小学生・中 学生 (E) 50 名	4,040

②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	実施予定なし	(A) (B) (C)	(D) (E)	
③児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	実施予定なし	(A) (B) (C)	(D) (E)	
④「仕事」や「進路」に関する学習会、相談会イベント等の企画・運営事業	実施予定なし	(A) (B) (C)	(D) (E)	
⑤地域活性化事業	常設の居場所と多角的な表現・生産活動で当事者の社会参画を支援事業	(A) 通年 (B) 佐賀県武雄市 (C) 6 名	(D) ひきこもり当事者、その保護者、支援者 (E) 200 名(延べ)	7, 040

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 支出予算額 (単位：千円)
①広告事業	広告事業全般	(A) 通年 (B) 不特定 (C) 10 名	11, 500
②物品販売事業	武雄市お土産、企業ノベルティ	(A) 通年 (B) 不特定 (C) 3 名	1, 490
③調査事業	実施予定なし	(A) (B) (C)	

※定款第 5 条に「その他の事業」を定めていない場合は、表を削除

(備考)

- 1 当該定款変更の認証の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 の(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 4 2 の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 2 の(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。